

様

稲敷市ごみ出し支援訪問収集事業利用承認通知書

稲敷市長

年 月 日付けで申請のありました稲敷市ごみ出し支援訪問収集事業の利用について、次のとおり承認したので通知します。

収集開始日	年 月 日
収集曜日	毎週（ 月 火 水 木 金 ）
収集時間	午前 ・ 午後
ごみの搬出場所	
承認の条件等	<p>① 指定曜日に燃やせるごみ、プラスチック類、金属類、ガラス類、紙類のごみを訪問収集します。指定ごみ袋に分別して「午前」は8時30分、「午後」は12時30分時までに指定場所に出してください。（分別が不適切な場合は、収集できませんのでご了承ください。）</p> <p>② 生活において出るごみを想定した事業のため、一度に大量のごみを出さないようにご配慮ください。</p> <p>③ 天災、事故その他の事由により、やむを得ず訪問収集を中止させていただく場合があります。また、年末年始（12月29日～1月3日）は休業となりますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>④ 次のいずれかに該当するときは、速やかに市に届け出てください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市外に転出するとき。</li> <li>・同居者が増えた、又は他の者の協力を得られるようになったとき。</li> <li>・市内において転居するとき。</li> <li>・不在等により、一時的に訪問収集の利用を停止するとき。</li> <li>・訪問収集の利用を取りやめるとき。</li> <li>・その他訪問収集に影響がある変更等があったとき。</li> </ul> <p>⑤ 集積指定した場所には動物等によるごみ散乱を防止するため蓋付きの容器等を設置してください。</p>
備考	